

○東久留米市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則

令和4年9月30日規則第50号

東久留米市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、東久留米市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年東久留米市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則で定める法令)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(条例第3条第2項第2号の規則で定める施設)

第4条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第6条に規定する高校生等に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

(条例第4条第1項の規則で定める額)

第5条 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、次の額とする。

- (1) 扶養親族等及び児童がないときは、622万円
- (2) 扶養親族等及び児童があるときは、622万円に当該扶養親族等及び児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額

(条例第4条第1項に規定する所得の範囲)

第6条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(条例第4条第1項に規定する所得の額の計算方法)

第7条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額から

それぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (4) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者については、35万円
- (5) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

（条例第5条の医療証の交付申請）

第8条 条例第5条の規定による申請は、高校生等医療費助成制度医療証交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、若しくは被扶養者であることを証する書類
 - (2) 高校生等を養育していることを明らかにすることができる書類
 - (3) 医療費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び配偶者の前年及び前々年の所得の状況を証する書類
- 2 前項の規定にかかわらず、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給を受けている者が、児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときは、前項第2号及び第3号の書類の添付を省略することができる。
- 3 東久留米市長（以下「市長」という。）は、第1項の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証（様式第2号）を交付し、また、同条に規定する対象者でないと決定したときは、高校生等医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書（様式第3号）により通知する。
- 4 東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年東久留米市条例第15号）に基づき、15歳に達する日以後の最初の3月31日を有効期限とする医療証の交付を受けている児童

を養育している者が、引き続き4月1日以降に高校生等医療費助成を受けようとする場合は、市長は、医療証交付申請を省略して医療証を交付することができる。ただし、第1項第1号及び第2号の確認は行わなければならない。

- 5 東久留米市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年東久留米市条例第35号）に基づき、医療証の交付を受けている15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの高校生等を養育している者が、条例に基づく医療費助成を受けようとする場合は、市長は、医療証交付申請を省略して医療証を交付することができる。ただし、第1項第1号及び第2号の確認は行わなければならない。

（医療証の有効期限）

第9条 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。

（医療証の返還）

第10条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

（医療証の再交付）

第11条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、高校生等医療費助成制度医療証再交付申請書（様式第4号）により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請は、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

（条例第7条の助成の方法の特例等）

第12条 条例第7条第1項の規則で定める書類とは、厚生労働省令の規定による限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証をいう。

2 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

（1）国民健康保険法又は社会保険各法により高校生等に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき

（2）前号に定める場合のほか、市長が特別に認めたとき

3 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、医療助成費支給申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

4 前項の申請には、第2項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、東久留米市が国民健康保険法による保険者として高校生等に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(条例第9条の規則で定める届出)

第13条 条例第9条第1項に規定する規則で定める届出は、高校生等医療費助成制度申請事項変更(消滅)届(様式第6号)に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例に基づき医療証の交付を受けている者が、東久留米市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に規定する医療証を受けようとする場合は、前項の届出を省略することができる。ただし、条例に基づく医療証は、返却しなければならない。

3 条例第9条第2項に規定する届出は、高校生等医療費助成制度医療証現況届(様式第7号)及び対象者の前年の所得を証する書類を添えて行わなければならない。ただし、児童手当受給者が児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときは、書類の添付を省略することができる。

4 条例第9条第3項の規則で定める届出は、第三者行為による傷病届(様式第8号)により行わなければならない。

5 市長は第1項から第3項までの規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

(受給資格消滅の通知)

第14条 市長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、受給資格消滅通知書(様式第9号)により、当該対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合及び高校生等が18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第15条 条例第11条第1項の規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、高校生医療費助成制度に係る債権譲渡について(様式第10号)を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第11条第2項の規則で定める通知は、債権譲渡通知書(様式第11号)により行うものとする。

(添付書類の省略)

第16条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第8条第1項の申請及び同条第3項から第5項までの規定による通知等その他必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

様式第1号 (第8条関係)
高校生等医療費助成制度医療証交付申請書

下記のとおり、高校生等医療証の交付を申請します。

年 月 日

① 申請者	個人番号 (あり/なし)	住所 東久留米市 電話 ()	⑤ 加入保険の状況						
	氏名		保険の種類	1 国保	2 組合	3 協会	4 日雇	5 船員	6 共済
	生年月日		配偶者の有無	被保険者等氏名	申請者との続柄			被保険者証記号番号	保険者名
	年月日		有・無	個人番号 (あり/なし)	保険者所在地			付加給付の有無	
② 助成対象高校生等	個人番号	住所	生年月日	同居・別居の別	監護・養育の有無	生計関係	※ 助成対象高校生等 ○印		
	氏名		年月日	同・別	有・無	同一・維持			
			年月日	同・別	有・無	同一・維持			
			年月日	同・別	有・無	同一・維持			
			年月日	同・別	有・無	同一・維持			
			年月日	同・別	有・無	同一・維持			
③ 所得の状況		年分 所得額	円	譲渡所得	有・無	④ 扶養親族等及び児童の数 うち同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)及びひとり暮らし扶養親族の合計数 人			
児童手当の受給状況		年月	円	生活保護の受給状況	有・無	心身障害者医療費・ひとり暮らし等医療費助成の有無 有・無			

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。字は楷書(かいしよ)で、はつきり書いてください。

※は記入しないでください。

※市 記 入 欄	年分 所得の合計額	控 除				所得制限限度額	円
	円	雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済等 掛金控除額	障害者控除額 障害人・障害人	寡婦・ひとり親 ・勤労学生控除額	円
		円	円	円	円	円	80,000 円
	・住 ・所 ・養 育 関 係 書 類	[添付 見 届 書]	・健 康 保 険 証 [提示 公 簿 等]				

医療証の交付及び更新に係る審査のため、所得情報その他の受給資格に関わる情報を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む)により確認することについて同意します。また、申請した事項に変更が生じた場合は速やかに届出を行います。

申請者 氏名 _____ 配偶者 氏名 _____

受付	入力	確認

(記入上の注意)

- 1 ①の欄
- (1) 「個人番号」の欄は、12桁の個人番号を記入してください。
- (2) 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- (3) 配偶者には、高校生等を養育した当時婚姻の届出をしていないが、申請者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 2 ②の欄
- (1) 「助成対象高校生等」の欄は、申請者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）する高校生等について、記入してください。
- (2) 「生計関係」の欄は次によって記入してください。
- ア 「同一」は、高校生等が申請者自身の子である場合で、申請者がその高校生等と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
- イ 「維持」は、高校生等が申請者自身の子でない場合で、申請者がその高校生等と生計を維持しているときに○で囲んでください。
- ウ 申請者本人の場合は、記入不要です。
- 3 ③の欄
- 「所得の状況」の欄は、1月から9月までは申請者の前々年、10月から12月までは申請者の前年の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）、先物取引に係る雑所得等の金額、特別適用利子等の額、特別適用配当等の額、租税協約等の実施に伴う契約適用利子等及び契約適用配当額等の合計額から8万円を控除した額を記入してください。
- なお、市町村民税又は特別区民税で雑控除、医療控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入してください。
- 4 ④の欄
- 「扶養親族等及び高校生等の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数と、このうち同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
- なお、申請者の親族等でないためその市町村民税又は特別区民税で扶養控除の対象とはならないが、前年の12月31日に申請者が生計を維持した高校生等があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
- いずれもない場合は、「なし」と記入してください。

- 5 ⑤の欄
- 「保険の種類」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会管掌健康保険、「日雇」は日雇特別被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済、地方公務員等共済、私立学校教職員共済の略である。
- 6 この申請書に添えていただく書類は次のとおりです。
- (1) 助成対象高校生等の健康保険証
- (2) 申請者と生計を同じくする者が他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有する場合は、その者の属する世帯の全員の住民票の写し（捺印表示のあるもの）
- (3) 高校生等のうちに申請者自身の子でない高校生等がある場合は、父母とその高校生等との養育関係及び申請者とその高校生等との養育関係を明らかにすることができる書類
- (4) 申請者が本年（1月から9月までは、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、申請者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
- (5) 「4」の後に該当する高校生等があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- (6) 申請者で児童手当を受けている方は、児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書（児童手当認定通知書を提示できる方は、上記(2)～(5)の書類は必要ありません。）
- 7 この申請書について分からないことがありましたら、担当の職員にお尋ねください。

様式第2号（第8条関係）

青 医 療 証		通院負担 有(200円)
負担者番号		
受給者番号		
子 ど も	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
有効期間		から まで
<p>上記の者は、東久留米市乳幼児の医療費の助成に関する条例、東久留米市義務教育就学児医療費の助成に関する条例又は東久留米市高校生等の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を東久留米市が助成するものであることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">東久留米市長</p>		
交付年月日		

御 注 意
<p>1 この制度による診療をお受けになるときは、取扱病院・薬局等の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を一緒に提出してください。ただし、マル子医療証又はマル者医療証での通院(調剤・訪問看護を除く。)の場合のみ1回につき200円(医療保険上の自己負担額が200円に満たない場合は、その満たない額)をお支払いください。</p> <p>2 入院の場合は食事療養標準負担額をお支払いください。</p> <p>3 高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受けるか、限額額適用認定等を提示してください。</p> <p>4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。</p> <p style="text-align: center;">都外の病院等では使えません。</p> <p>5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口にて医療費の支給を申請してください。</p> <p>6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返しください。</p> <p>7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口にてこの証を添えて届け出てください。</p> <p>8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。</p> <p>9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならぬことがあります。</p> <p style="text-align: center;">問合せ先 東久留米市子ども家庭部児童青少年課 電話042-470-7777(代)</p>

様式第3号（第8条関係）

高校生等医療費助成制度
医療証交付申請却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

東久留米市長

年 月 日付で申請のありました医療証の交付について審査しましたが、次の理由で高校生等医療費助成制度の対象者となりませんので通知します。

氏 名

理 由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で東久留米市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東久留米市を被告として（訴訟において東久留米市を代表する者は東久留米市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第4号（第11条関係）

④ 高校生等医療費助成制度
医療証再交付申請書

年 月 日

東久留米市長 殿

住 所 東久留米市

氏 名

電話番号

下記の理由により、高校生等医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負担者番号								
受給者番号								
高校生等	氏 名							
	生年月日							

医療証交付年月日

年 月 日

申請理由

- 1 なくした 2 破いた 3 汚した 4 その他
（具体的に書いてください）

受付	入力	確認

様式第5号（第12条関係）

医療助成費支給申請書

(* 記入しないでください)

支給決定額	*	円
-------	---	---

受給者番号								申請日	年	月	日
医療証有効期間	年 月 日			から	年 月 日			まで			
診療を受けた期間	年 月 日			から	年 月 日			まで			
受診者 (高校生等)	フリガナ						生年月日	年 月 日			
	氏名										
加入 保険	保険の種類	1 国保	2 国組	3 組合	4 協会	5 日雇	6 船員	7 共済	8 国退		
	保険者番号										
	記号番号	(扶番)					世帯主組合員・被保険者氏名				
他の助成の有無	他医療費の助成	有・無 (1 都 2 障 3 親 4 その他 ())									
	高額療養費	有・無		付加給付	有・無						
申請の理由	1 医療証発行前の受診だった					2 医療証を持参しなかった					
	3 都外又は当制度の対象外の医療機関だった					4 補装具等の購入					
振込先金融機関	銀行					店					
	信用金庫										
	信用組合										
	コード			店番			1 普通	2 当座			
	口座番号						名義 (カタカナ)				
年 月 日											
東久留米市長 殿											
高校生等医療助成費として上記のとおり申請します。											
申請者				住所							
				氏名							
				電話 ()			-				

- * 1 太枠内を記入してください。
- 2 番号の付けてある欄、有・無のある欄は、該当箇所を○で囲んでください。

担当者記入欄

1	医療機関名						医療機関コード	- -	
	診療年月日	年 月 日			入院・外来別	1 入院		2 外来	
	診療科目	1 医科	2 歯科	3 調剤	4 看護	5 柔整・あはき	6 補装具	7 その他	
	申請額	総点数	診療費	薬代	自費	食事療養費	高額・付加	支給決定額	
2	医療機関名						医療機関コード	- -	
	診療年月日	年 月 日			入院・外来別	1 入院		2 外来	
	診療科目	1 医科	2 歯科	3 調剤	4 看護	5 柔整・あはき	6 補装具	7 その他	
	申請額	総点数	診療費	薬代	自費	食事療養費	高額・付加	支給決定額	
3	医療機関名						医療機関コード	- -	
	診療年月日	年 月 日			入院・外来別	1 入院		2 外来	
	診療科目	1 医科	2 歯科	3 調剤	4 看護	5 柔整・あはき	6 補装具	7 その他	
	申請額	総点数	診療費	薬代	自費	食事療養費	高額・付加	支給決定額	
4	医療機関名						医療機関コード	- -	
	診療年月日	年 月 日			入院・外来別	1 入院		2 外来	
	診療科目	1 医科	2 歯科	3 調剤	4 看護	5 柔整・あはき	6 補装具	7 その他	
	申請額	総点数	診療費	薬代	自費	食事療養費	高額・付加	支給決定額	


高校生等医療費助成制度
 申請事項変更（消滅）届

医療証 番号	負担者番号						
	受給者番号						
変 更 の 場 合	新 氏 名 (旧 氏 名)	() () のため変更)					
	新 住 所 (旧 住 所)	〒 東久留米市 (東久留米市)					
	新加入医療保険	保険の種類					
		被保険者氏名			申請者との続柄		
		被保険者証 記号番号	(枝番)	保険者名	番 号 名 称		
		保険者住所地	〒 (電)				
		付加給付の有無					
	その他の事項						
変更年月日	年 月 日						
消 滅 の 場 合	理由	1 他区（市町村）に転出 転出先)					
		2 生活保護受給 3 死亡 4 その他 ()					
消滅年月日	年 月 日						
<p>上記のとおり、高校生等医療費助成制度の申請事項が変更 受給資格が消滅 しましたので届出します。</p> <p>年 月 日 東久留米市</p> <p>東久留米市長 殿 住所</p> <p>氏名</p> <p>電話 () ー</p>							
			受付	入力	確認		

様式第7号（第13条関係）
高校生等医療費助成制度医療証現況届

下記のとおり、高校生等医療証の交付を申請します。

年 月 日

① 申請者	個人番号 (必ず記入)	住所 東久留米市		⑤ 加入保険の状況	
	氏名	配偶者の有無 有・無	個人番号 (必ず記入)	保険の種類 1 国保 2 組合 3 協会 4 日雇 5 船員 6 共済	被保険者等氏名
② 助成対象高校生等	生年月日	個人番号	電話 ()	被保険者証記号番号	申請者との続柄
	年 月 日	有・無	配偶者氏名	(後掲)	保険者名
	個人番号	住所	生年月日	同・別	監護・養育の有無
	氏名	続柄	年 月 日	同・別	生計関係
			年 月 日	同・別	※ 助成対象高校生等 ○印
			年 月 日	同・別	
			年 月 日	同・別	
			年 月 日	同・別	
			年 月 日	同・別	
③ 所得の状況	年分 所得額	課税所得	有・無	④ 扶養親族等及び児童の数 うち同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)及び老人扶養親族の合計数	人 人
	円	円			
児童手当の受給状況	年 月	生活保護の受給状況	有・無	心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費助成の有無	有・無

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。字は楷書(かがいしよ)ではっきり書いてください。

※は記入しないでください。

※ 記入欄	年分 所得の合計額	控 除				所得制限限度額
	円	雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済等 掛金控除額	障害者控除額 人・特 人	円
		円	円	円	円	円
						80,000 円
	・住 民 票 [添付 児童手当認定通知書 児童手当改定通知書 児童手当支払通知書 公簿簿籍]					・健康保険証 [提示 公簿簿籍]
	・所得関係書類 [添付 児童手当認定通知書 児童手当改定通知書 児童手当支払通知書 公簿簿籍]					
	・養育関係書類 [添付 児童手当認定通知書 児童手当改定通知書 児童手当支払通知書 公簿簿籍]					

医療証の交付及び更新に係る審査のため、所得情報その他の受給資格に關する情報(マイナンバー制度による情報連携を含む)により確認することについて同意します。また、申請した事項に変更が生じた場合は速やかに届出を行います。

受付	入力	確認

(記入上の注意)

- ①の欄
 - (1) 「個人番号」の欄は、12桁の個人番号を記入してください。
 - (2) 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
 - (3) 配偶者には、高校生等を養育した当時婚姻届の届出をしていないが、申請者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- ②の欄
 - (1) 「助成対象高校生等」の欄は、申請者が養育(監護し、かつ、生計を同じくする)又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)する高校生等について、記入してください。
 - (2) 「生計関係」の欄は次によって記入してください。
 - 「同一」は、高校生等が申請者自身の子である場合で、申請者がその高校生等と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - 「維持」は、高校生等が申請者自身の子でない場合で、申請者がその高校生等と生計を維持しているときに○で囲んでください。
 - 申請者本人の場合は、記入不要です。
- ③の欄

「所得の状況」の欄は、1月から9月までは申請者の前々年、10月から12月までは申請者の前年の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)、先物取引に係る雑所得等の金額、特別適用割子等の額、特別適用配当等の額、租税減額等の実施に伴う適用割子等及び適用配当額等の合計額から8万円を控除した額を記入してください。

なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入してください。
- ④の欄

「扶養親族等及び高校生等の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数と、このうち同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)及び老人扶養親族の合計数を記入してください。

なお、申請者の親族等でないためその市町村民税又は特別区民税で扶養控除の対象とはならないが、前年の12月31日に申請者が生計を維持した高校生等があった場合は、その数を加えた数を記入してください。

いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- ⑤の欄

「保険の種類」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会管掌健康保険、「日雇」は日雇特別被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済、地方公務員等共済、私立学校教職員共済の総称である。
- この申請書に添えていただく書類は次のとおりです。
 - (1) 助成対象高校生等の健康保険証
 - (2) 申請者と生計を同じくする者が他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有する場合は、その者の属する世帯の全員の住民票の写し(捺印表示のあるもの)
 - (3) 高校生等のうちに申請者自身の子でない高校生等がある場合は、父母とその高校生等との養育関係及び申請者とその高校生等との養育関係を明らかにすることができる書類
 - (4) 申請者が本年(1月から9月までは、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、申請者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
 - (5) 「4」の後段に該当する高校生等があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
 - (6) 申請者で児童手当を受けられている方は、児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書(児童手当認定通知書を提示できる方は、上記(2)～(5)の書類は必要ありません)
- この申請書について分からないことがありましたら、担当の職員にお尋ねください。

様式第8号 (第13条関係)

㊦ 第三者行為による傷病届

対象 高校生等 (被害者)	負担者番号										加入保険者名					
	受給者番号										保険者番号					
	氏名		(年 月 日生)								被保険者名					
											被保険者証記号番号		(枝番)			
第三者 行為 (事故) の状況	発生日時										発生場所					
	原因及び被害の状況															
第三者 (加害者)	住所															
	氏名										電話番号		()			
	交通事故の場合	自賠責保険	保険会社名								電話番号		()			
			所在地													
	任意保険	保険会社名								電話番号		()				
		所在地														

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年 月 日

東久留米市長 殿

対象高校生等
(未成年の場合、対象児童の保護者)

郵便番号 電話番号 ()
住所
氏名

(日本産業規格 A 列 4 番)

高校生等医療費助成制度
受給資格消滅通知書

第 号
年 月 日

様

東久留米市長

次のとおり、高校生等医療費助成制度の受給資格が消滅しましたので通知します。

1 消滅者氏名

2 消滅した年月日 年 月 日

3 消滅した理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で東久留米市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東久留米市を被告として（訴訟において東久留米市を代表する者は東久留米市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

青 高校生等医療費助成制度に係る債権譲渡について

年 月 日

東久留米市長 殿

対象高校生等
(未成年の場合、対象児童の保護者)

郵便番号 電話番号 ()

住所

氏名 (年 月 日生)

高校生等の医療費の助成に関する条例第11条第1項の規定により、第三者の行為に係る医療費について東久留米市から助成を受けた額の限度において、私が加害者_____に対して有する下記損害賠償請求権を東久留米市に譲渡します。

記

譲渡する債権	対象高校生等 (被害者)	氏名 (年 月 日生)				
	債権額	金 円				
	事故発生日時		事故発生場所			
	原因及び被害の状況					
債務者 (加害者)	住所					
	氏名		電話番号	()		
	交通事故の場合	自賠責保険	保険会社名		電話番号	()
			所在地			
	任意保険	任意保険	保険会社名		電話番号	()
			所在地			

(日本産業規格A列4番)

債権譲渡通知書

年 月 日

殿

譲渡人 住所

氏名

印

私が貴殿に対して有する下記の債権を譲渡しましたので
通知します。

記

1 債権額 金 円

2 債権発生の原因である事実

3 譲渡日 年 月 日

4 譲受人 東久留米市

（住所）

（日本産業規格A列4番）

備考1 必ず郵便法（昭和22年法律第165号）第48条第1項の規定による内容の証明
を受けてください。

2 1行26字以内、1枚20行以内で作成してください。